

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条の2第2項	事故時の応急措置を講じていないと認められる者への措置命令	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第2項に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。